

浜松市教育文化奨励賞の授与に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、文化芸術及び教育の振興を図るとともに、市民等の活動を奨励し、及び市民意識の高揚に資するため浜松市長（以下「市長」という。）が授与する浜松市教育文化奨励賞（以下「教育文化奨励賞」という。）について必要な事項を定める。

(部門)

第2条 この要綱により定める賞は、以下の2部門で構成する。

- (1) 地域文化賞
- (2) 浜松ゆかりの芸術家

(対象)

第3条 市長は、次に掲げる要件を満たす将来その一層の発展が期待できると認めるものを顕彰する。

(1) 地域文化賞

市内に居住し、若しくは勤務する個人又は市内に所在する団体で、現に浜松市の文化芸術又は社会教育の振興及び向上に優れた業績を挙げるもの

(2) 浜松ゆかりの芸術家

浜松市に出生した者、浜松市民若しくは浜松市民であった者、市内の学校に在学した者又は市内の事務所に勤務した若手の芸術家で、国内外において広く活躍するもの

(ほう賞)

第4条 市長は、賞状に添えて奨励金を授与する。

2 市長は、浜松ゆかりの芸術家の受賞者に対し、記念品及び活動する機会を与えることができるものとする。

(推薦手続き)

第5条 教育文化奨励賞の受賞者を推薦しようとする者は、別に定める日までに、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 地域文化賞

ア 個人の場合

- ・教育文化奨励賞（地域文化賞）推薦届（第1号様式）
- ・履歴書（第2号様式）
- ・実績書（第4号様式）

イ 団体の場合

- ・教育文化奨励賞（地域文化賞）推薦届（第1号様式）
- ・履歴書（第3号様式）
- ・実績書（第4号様式）
- ・定款、規約その他これに類するもの
- ・推薦時直近の予算書、決算書及び事業報告書

(2) 浜松ゆかりの芸術家

- ・教育文化奨励賞（浜松ゆかりの芸術家）推薦届（第5号様式）

(審査会)

第6条 教育文化奨励賞の受賞者の審査を行うため浜松市教育文化奨励賞審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会の委員は、文化振興担当部長、創造都市・文化振興課長、文化財課長、美術館長、中央図書館長及び生涯学習担当課長により組織し、委員長は文化振興担当部長とする。

3 審査会において必要があると認めるときは、市職員以外の委員として芸術関係者・教育関係者等の出席を求め、意見を聴くことができる。

4 審査会は委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(受賞の決定)

第7条 教育文化奨励賞は、審査会の議を経て、市長が決定する。

(細目)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。